

気候変動に関する懇談会運営要領（改訂案）

平成30年6月27日制定
令和2年10月1日改訂

平成28年（2016年）に国連気候変動枠組条約（UNFCCC）のパリ協定が発効され、世界的に気候変動に関する動きが加速する中、我が国でも地球温暖化対策の推進に関する法律、地球温暖化対策計画及び気候変動の影響への適応計画が整備され、全国各地域における緩和及び適応といった気候変動対策への取組が進みつつある。

気象庁及び文部科学省及び気象庁は、我が国としての気候変動の観測・監視及び将来予測について、種々の科学的知見を取りまとめ、わかりやすい形で提供すること等により、現在、進捗しつつある気候変動対策の取組を関係機関とともに積極的に支援するため、気象庁長官及び文部科学省研究開発局長及び気象庁長官の下に、下記により「気候変動に関する懇談会」（以下「懇談会」という。）を開催する。

記

（任務）

1 懇談会の任務は、次のとおりとする。

- (1) 最新の知見及び関係機関の取組に基づき、我が国における気候変動の実態と見通しに関する研究・評価・分析について総合的に検討すること。
- (2) 気候変動対策の推進のため、有効な情報提供及びその利活用に関する関係機関等との連携の在り方を総合的に検討すること。
- (3) (1) 及び (2) の推進に当たり必要となる課題に関して、関係機関及び専門家の幅広い視野から意見交換を行い、我が国における気候変動対策に関する施策の推進に資すること。

（活動成果の取りまとめ及び活用）

2 懇談会で行った活動の成果は、社会への還元を図るとともに、気象庁及び文部科学省及び気象庁の気候変動対策に関する施策に適宜反映させる。

（委員等）

3 懇談会は、委員並びに、関係機関、気象庁及び文部科学省及び気象庁関係官で構成する。

4 委員は学識経験者のうちから気象庁長官及び文部科学省研究開発局長及び気象庁長官が委嘱する。

（会長等）

5 懇談会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

（部会）

6 懇談会に専門的事項を調査・検討する必要があるときは、部会を置くことができる。

（招集）

7 懇談会は、必要に応じて会長の要請に基づいて、気象庁長官及び文部科学省研究開発局長及び気象庁長官が招集する。

8 懇談会の運営上必要があると認めるときは、会長は委員以外の者の参加を気象庁長官及び文部科学省研究開発局長及び気象庁長官に求めることができる。

（書面による助言）

9-1 会長は、やむを得ない理由により懇談会を開く余裕がない場合においては、事案の概要を記載した書面を委員等に送付し、その意見を徴することができる。

9-2 前項の規定により書面による助言を求めた場合、会長が次の懇談会において報告をしなければならない。

（庶務）

910 懇談会の事務は、気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課において、文部科学省

研究開発局環境エネルギー課の協力を得つつ、及び気象庁大気海洋部気象リスク対策課において処理する。

(資料の公開)

~~10~~11 懇談会会議資料は、原則として公開とする。

(細目的事項)

~~11~~12 この要領に定めるもののほか、懇談会の運営に必要な事項は、会長の同意を得て気象庁地球環境・海洋部地球環境業務課長及び文部科学省研究開発局環境エネルギー課長及び気象庁大気海洋部気象リスク対策課長が定める。

(付則)

本運営要領は、平成 30 年 6 月 27 日から実施する。